

個人情報等に関する同意書

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。）の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

1. 個人情報の利用目的と収集方法

宜野湾市長は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 16 条（第 30 条の 3 により準用される場合を含む。）の規定に基づき、支給認定証の交付、利用調整、保育料の決定および徴収等の業務（以下「保育に関する事務」という。）を適切に行うため、必要な範囲において、関係部署、関係機関その他の関係者に対し、下記に掲げる保護者、同一世帯員および扶養義務者の個人情報について、確認または提供を求め、収集することがあります。

- ① 住民基本台帳に関する情報
- ② 市民税課税台帳および課税関係資料に関する情報
- ③ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、その他手当に関する情報
- ④ 母子及び父子家庭等医療費助成に関する情報
- ⑤ 生活保護に関する情報
- ⑥ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害児通所サービスに関する情報
- ⑦ 各種年金に関する情報
- ⑧ 保護者および扶養義務者の勤務先や就労状況に関する情報
- ⑨ 他市区町村が保有する世帯状況および課税状況等に関する情報
- ⑩ その他、関係機関または関係者が保有する、保育に関する事務の遂行に必要な情報

2. 個人情報の第三者への提供

宜野湾市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、以下のいずれかに該当する場合に限り、関係機関等の第三者へ提供することがあります。

- ① 特に必要と認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1) 氏名、生年月日、連絡先等の支給認定申請書や利用申込書及び添付資料等に記載された個人情報
 - 2) 保育料に関する情報
- ② 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
- ③ 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- ④ その他、市長が必要と認めた場合

3. 個人番号の利用及び確認について

提供された個人番号（マイナンバー）は、子ども・子育て支援法に基づく支給認定事務または児童福祉法に基づく保育実施事務に使用することがあります。個人番号の提供が困難な場合は、地方公共団体情報システム機構や住民基本台帳の情報をもとに確認を行います。また、確認ができない場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。

4. 支給認定及び利用申込について

4 月入所の申請については、認定及び利用調整事務が集中することから、支給認定証の交付は利用調整結果とあわせて 1 月または 2 月頃に通知いたします。申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合、認定取消しや保育給付額の一部または全部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収することがあります。

5. 同意書の有効期間について

本同意書の有効期間は、署名日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

宜野湾市長 殿

上記のとおり取り扱うことに同意し、署名します。

令和 年 月 日

【保護者氏名①】 _____ 【続柄： 】

【保護者氏名②】 _____ 【続柄： 】